

高梁市週休2日工事（営繕工事）に関するQ&A

Q 1 高梁市が発注する営繕工事はすべて対象となるか。

A 1 高梁市が発注する営繕工事で、発注者が指定する工事が対象となります。
なお、対象工事の場合は、特記仕様書にその旨を明記してあるとともに、入札図書として週休2日工事特記仕様書が添付されています。

Q 2 週休2日対象工事で、週休2日を達成できなかった場合はどうなるか。

A 2 通期の週休2日工事を達成しなかった場合は、労務費等の補正係数を1.00に変更して請負代金額の減額変更を行います。

Q 3 「準備期間」とは何か。

A 3 「準備期間」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置や測量等）の期間です。

Q 4 「工事完成日」とは何か。

A 4 「工事完成日」とは、工事目的物の施工に係る作業（工事竣工検査まで設置が必要な安全施設類の撤去や後片付けは除く。）が完了した日とします。なお、工事着手日、工事完成日は「休日等取得計画・実績表」に計画と実績を明示してください。

Q 5 必ず土・日曜日に休まないといけないか。

A 5 営繕工事では、執務並行改修（居ながら施工による改修）等により休日に作業せざるを得ないなど工事制約も多いことから、週休2日工事では曜日を限定することなく、現場閉所（現場休息）日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態の4週8休以上を週休2日としています。

Q 6 夏季休暇及び年末年始休暇はどのように定めるのか。

A 6 夏季休暇及び年末年始休暇は受注者が定めるものとし、「休日等取得計画・実績表」に計画と実績を明示してください。

Q 7 休日の確認はどのように行うのか。

A 7 毎月初めに発注者に提出していただく「休日等取得計画・実績表」に記載された休日の取得実績で確認します。また、必要に応じて発注者が当該施設管理者等に現場閉所等の状況を問い合わせ、確認を行います。

Q 8 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間や、工事事故等により現場が止まった場合の不稼働期間は対象期間に含まれるのか。

A 8 受注者の責によらない事由により工事を実施できないと認められる場合は、原則として、受注者・発注者の協議により「高梁市営繕工事における週休2日工事实施要綱」第2条第二号の算定期間から除外する期間（除算期間）を決定します。

Q 9 発注者側の都合で休日に工事を実施した場合は、週休2日工事として認められないことになるのか。

A 9 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは、「高梁市営繕工事における週休2日工事实施要綱」第2条第二号の算定期間に含まない（除算期間）こととしています。

Q 10 週休2日工事の実施に伴う工期の延長は認めてくれるのか。

A 10 現在の設定工期は、雨天、土・日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇等を見込んでおり、週休2日工事の実施に伴う工期の延長は原則認められません。

なお、天災など受注者の責によらない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、工事請負契約書第23条第1項の規定により発注者に工期の延長変更を請求することができます。

Q 11 週休2日工事の積算方法はどうか。

A 11 通期の4週8休以上を前提に、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）に補正係数を乗じて補正し工事費を積算して予定価格を作成することとしています。

（「週休2日工事における補正・積算方法」参照）

Q12 見積単価は補正係数による補正の対象にならないのか。

A12 週休2日工事において、見積単価は補正係数を用いた補正の対象外として
います。

Q13 設計変更とは具体的には何か。

A13 現場閉所（現場休息）が通期の4週8休（現場閉所（現場休息）率28.5%
（8日/28日））未満であった場合は、工事請負契約書第26条の規定に基づ
き請負代金額のうち労務費補正分等を減額変更します。

また、月単位の4週8休以上を達成した場合は、通期の補正係数を月単位の
週休2日を達成した場合の補正係数に増額変更します。

**Q14 土木工事では、週休2日工事の場合、共通仮設費、現場管理費及び機械経
費（賃料）についても補正を行うこととしているが、これらの経費について
営繕工事では補正を行わないのはなぜか。**

A14 営繕工事の場合、共通仮設費及び現場管理費については、共通費積算基準に
基づき工期に応じて算出することになっていることから、これらの経費につ
いては週休2日（現場閉所（現場休息））を前提とした工期で設定するため補
正は必要ありません。

**Q15 週休2日（現場閉所（現場休息））を実施する場合、中小規模の工事にお
いては現場管理費と一般管理費の更なる引上げが必要ではないか。**

A15 現場管理費及び一般管理費等については、工事規模が小さいほど率が大きく
なる算定式を用いて費用を算出しております。

また、営繕工事において、現場管理費については工期に応じて算出してお
り、週休2日（現場閉所（現場休息））を確保するために設定された工期に応
じた費用を計上しています。

**Q16 週休2日工事の労務費補正の減額を行う場合（契約変更時）、請負比率を
乗じるのか。**

A16 労務費補正による請負代金額の変更（設計変更）は、当初請負比率を乗じる
こととなります。

Q17 休日をまとめて取ることは可能か。

A17 建設現場における労働環境を改善するという週休2日工事の目的から、休日について可能な限り平準化するよう配慮する必要があります。